

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「時間外労働及び休日労働に関する協定届(36協定届)」

有効な協定届とするために押さえておきたいポイント

このたびの労基法改正により2019(平成31)年4月1日から、月45時間・年360時間という時間外労働上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的・特別な事情があり、労使が合意して延長する場合にも罰則付きの上限(時間外労働は年720時間以内、時間外労働と休日労働の合計については、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内)が設けられます。(中小企業については1年間適用猶予あり。)

法改正に伴って、36協定届の届出様式も変更されています。毎年届出が必要な36協定届ですが、届出をしても適切な手続きを踏んでいないと無効や法違反と判断される場合がありますので、以下の点にご注意ください。

Point1 36協定は事業場ごとに締結しましょう。

36協定を事業場ごと(本社、支店、営業所など)に締結している。

Point2 過半数代表者の適正な選出を行きましょう。

締結当事者は事業場に使用されているすべての労働者(パート等を含む)の過半数で組織する組合である。

*過半数組合がない場合は下記の要件を満たしていること。

36協定の締結を行う労働者は、事業場に使用されているすべての労働者(パート等を含む)の過半数を代表する者である。

過半数代表者は労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者ではない。

36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の民主的な方法で過半数代表者を選出した。

過半数代表者は、使用者の指名や意向に基づいて選出された者ではない。

Point3 届け出た協定届は必ず社内に周知しましょう。

次のいずれかの方法で周知している。

①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けている。

②書面を労働者に交付している。

③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置している。

*詳しくはこちらをご覧ください。

厚生労働省 「36(サブロク)協定とは-確かめよう労働条件-

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/saburoku/>

